



情報(第 158 号)



令和 4 年 8 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

入院などで医療費が高額となるとき

二度あることは三度ある、と言います。不思議なことに、関係はないのに、A社に入院する被保険者・被扶養者が発生すると、B社にも発生します。

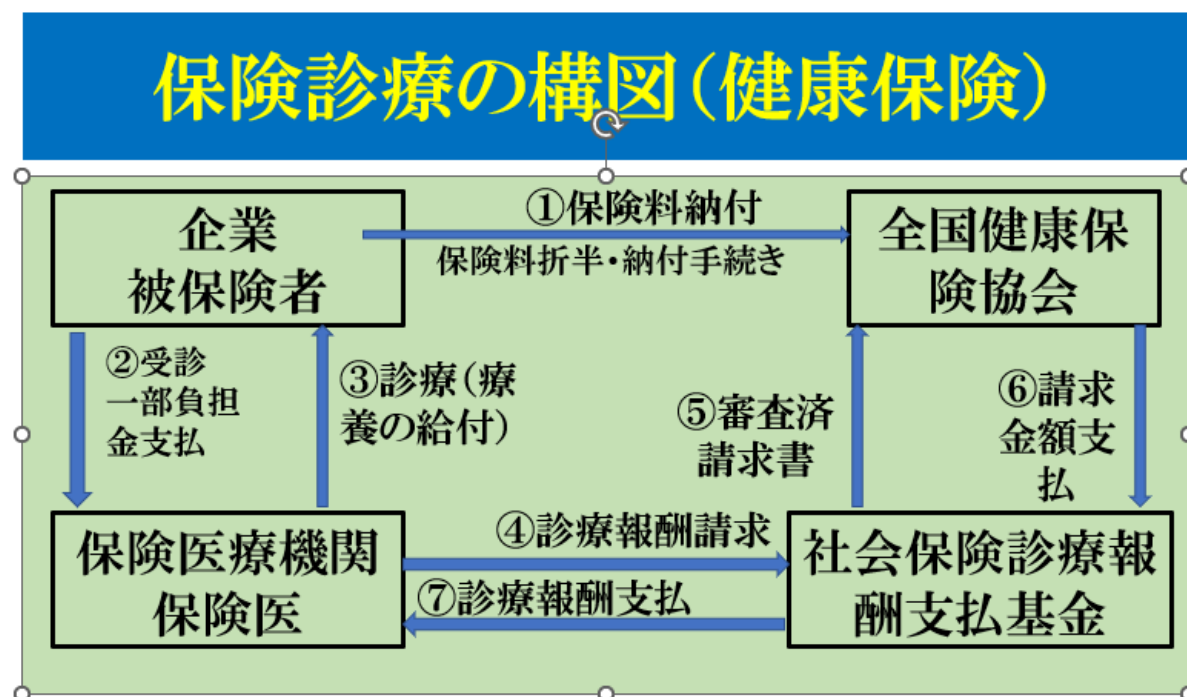


そこで、入院する際に保険医療機関（以下「医療機関」といいます）から「限度額適用認定証」の提示をするよう要請があります。今号は、この仕組みについて解説することにします。

限度額適用認定証の発行手続きも当法人にて承っておりますので、ご契約のお客様はご連絡ください。

1 保険診療の構図

健康保険制度の根幹機能といってもよいのは、「療養の給付」という現物給付です。被保険者・被扶養者が業務外の病気等で医療機関へ受診すると、診察・処置・投薬等の治療を受けることができ、これを療養の給付と呼んでいます。このときに、原則、治療費の3割を自己負担する必要があります。この仕組みは次図のとおりです。



2 高額療養費

前項のとおり、療養の給付では、3割を自己負担する必要があります。すると、入院、手術ともなれば1か月の医療費が100万円といったことも稀なことではありません。中には、1か月3,000万円要した例もあります。

それはともかく、100万円ならば、30万円を自己負担すべきことになり、これはあまりにも負担が多いことから、高額療養費の制度があります。

具体的には、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額

になった場合、一定金額（自己負担限度額）を超えた分が、被保険者からの請求によって払い戻される仕組みです。この場合の自己負担額は、所得によって差が設け

自己負担限度額 (70歳未満)		
所得区分	自己負担限度額	多数該当※
(1) 標準報酬月額 830千円以上	252,600+（総医療費－842,000）×1%	140,100円
(2) 標準報酬月額 530千円～790千円	167,400+（総医療費－558,000）×1%	93,000円
(3) 標準報酬月額 280千円～500千円	80,100円+（総医療費－267,000）×1%	44,400円
(4) 標準報酬月額 260千円以下	57,600円	44,400円
(5) 低所得者 (被保険者が市町民税非課税等)	35,400円	24,600円

※療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合（令和4年8月）
られており、次表のとおりです。

3 限度額適用認定証

例えば、標準報酬月額が 260 千円以下の方であれば、30 万円払って、高額療養費を請求すると 242,400 円（300,000－57,600）が健康保険から払戻しされ、結局、健康保険が 942,400 円（700,000＋242,400）負担するわけです。

そこで、予め医療機関へ限度額適用認定証を提示すると、医療機関が 942,400 円を健康保険へ請求することによって、被保険者は立替をせずに 57,600 円だけ支払いすればよいというわけです。つまり、限度額適用認定証とは、前項表の所得区分を表すものに外なりません。

4 マイナンバーカードの健康保険証利用

現在、被保険者・被扶養者では、マイナンバーカード取得が進んでおり、一方で、令和 3 年 10 月 20 日からマイナンバーカードの健康保険証利用が本格的に始まりました。「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で利用可能です。このマナ受付に対応する医療機関は、徳山中央病院、光市立光総合病院など大規模なところから徐々に裾野を拡げています。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」がなくても、3 の立替が不要となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、その利用申込みが必要ですから行っておくと便利です。

表紙説明：クサキョウチクトウ（須々万にて令和 4 年 8 月 28 日）